

第4回検討会の意見対応

論点整理※第2回資料

主な論点	施策の方向性		検討時期
	短期	中長期	
論点1：地域ごとに異なる望ましい水環境の実現に向けた下水道のあり方	個別の処理プロセスによる解決策 <ul style="list-style-type: none"> ■ 水環境に対する地域ごとの新たなニーズを踏まえた水域の目標設定とその目標に応じた下水道対策の実施 ※高度処理の現状と今後の方向性 ※環境基準であるCODの課題等への対応 ■ 栄養塩類の能動的運転管理を踏まえた計画放流水質の柔軟な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境基準に追加・変更された底層DO、大腸菌数への対応 	第2回、第3回
論点2：様々な社会的要請等に効果的に対応するための下水処理のあり方	個別の処理プロセスによる解決策 <ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー管理を踏まえた効果的な運転管理の推進 ※水質変動を踏まえた水質管理方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 窒素・りんの資源管理の観点から下水道の新たな役割について検討 ■ 残余排出量のオフセットやブルーカーボン、グリーンインフラ等による脱炭素対策 	
論点3：流域全体を俯瞰した全体最適（流域管理）による下水処理のあり方	流域の全体最適による解決策 <ul style="list-style-type: none"> ■ 流域における水質、エネルギー等の全体最適に基づき、地域特性や処理規模に応じた合理的な処理レベルの設定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物・再生エネルギー事業など他事業との連携事業への配慮 	第4回、第5回
論点4：流域全体を俯瞰した全体最適（流域管理）を推進する計画制度等のあり方	流域の全体最適による解決策 <ul style="list-style-type: none"> ■ 人口減少下の管理・更新の時代における新たな流総計画のあり方（計画内容・機動的な見直し）を検討 ■ 下水処理の状況に応じた負担のあり方を検討 ※負担のあり方について、排出量取引のような費用や収益の構造によって柔軟に対応できる方法の検討 ■ 流域関係者が地域の水環境に関する目標像を共有し、水環境への関心を深める取り組みを推進 ※多様なニーズに対してそれらのバランスをとることが重要 		
論点5：戦略的な水環境管理を実現するための技術開発や知見の集積		<ul style="list-style-type: none"> ■ 戦略的な水環境管理の実現に必要な技術開発の検討や知見の集積を実施 	適宜

主な意見（第4回および報告書案照会時）と対応

委員の意見	対応
<p>① 年間を通した栄養塩類の能動的運転管理を求める意見も出はじめている。このため、従来の栄養塩類削減を行うことを目的とした高度処理の季節別運転のみならず、通常の二次処理においても、通年を通して栄養塩類の能動的運転管理を行う場合への適用も検討すべき。</p>	<p>本対応の適用対象となる下水処理場は以下の通りとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 下水処理場の現有施設の処理レベルを限定しない 2) 「通年増加運転管理」を実施している場合もこれを適用できるものとした
<p>② 放流先が河川（汽水域）になっている処理場も能動的運転管理を開始できるような枠組みも検討すべき。</p>	<p>潮汐の変動がある感潮区間については、試運転及び試行に先立ち、関係者との合意形成の場において、地先の周辺水質等への影響について十分な検討を行うこととする。</p> <p>具体的には、アンモニア性窒素の増加による感潮区間における酸素消費への影響が小さいことをシミュレーションにより確認した場合には、本対応を適用可能とすることも想定している。影響評価をすべき項目や、現行の流総計画におけるシミュレーションモデルの適用可能性も含め、今後詳細な検討を行う。</p>
<p>③ 流域別下水道整備総合計画への季節別の処理水質の設定や汚濁解析は、流総計画の将来人口の想定年度におけるインプット条件により実施されるが、現況よりも公共用水域の水質が悪化しないことを確認する等により、流総計画の想定年度ではなく、すぐに栄養塩類の能動的運転管理を導入（本運用）できるような枠組みも検討すべき。</p>	<p>基準年度あるいは計画期間中でも、季節別の処理水質による汚濁解析を実施して水質環境基準の達成が確認できた場合は、能動的運転の導入が可能となる考え方を提案。</p>

主な意見（第4回および報告書案照会時）と対応

委員の意見	対応
<p>④ 処理レベルダウンの施設更新計画を作成する際に、水質環境基準の未達を前提とする施設の更新計画を作成するのは哲学的に良くないと思う。制御技術により一時的に高度処理にできるが、将来的には二次処理に変更するといった柔軟な技術の開発もあるので、上手く工夫しながら環境基準の達成に貢献しながら、流域全体での最適配置を検討するのがよい。</p>	<p>全体計画及び事業計画において負荷量等の動向に応じた施設更新計画を策定するため、流総計画においては計画期間中における二次処理への変更可能時期について検討する方針を提案。</p>
<p>⑤ 流総計画の策定時に流域関係者への意見聴取を義務化することは賛成であるが、義務化するのであれば、意見聴取の方法論を提示する必要があると考える。</p>	<p>これにあたり、流総計画の住民への公開や、他分野における合意形成の事例を収集し紹介することで、意見聴取の機会拡充を図る。今後の「新たな流域別下水道整備総合計画のあり方」の検討事項として整理。</p>
<p>⑥ 流総計画と水質総量規制制度については、両計画・制度ともに公共用水域の水質保全等に関するものであるため連携が必要であると感じた。</p>	<p>今後の「新たな流域別下水道整備総合計画のあり方」の検討事項として整理。</p>
<p>⑦ 新たな流総計画については、脱炭素の観点を追加する必要があると考える。</p>	<p>今後の「新たな流域別下水道整備総合計画のあり方」の検討事項として整理。</p>

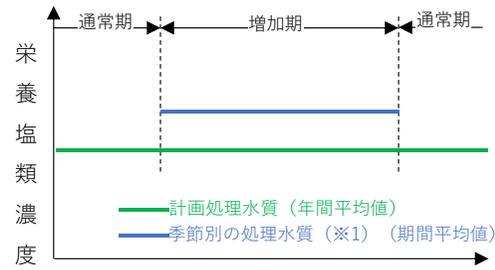
主な意見（第4回および報告書案照会時）と対応

委員の意見	対応
<p>① 年間を通した栄養塩類の能動的運転管理を求める意見も出はじめている。このため、従来の栄養塩類削減を行うことを目的とした高度処理の季節別運転のみならず、通常の二次処理においても、通年を通して栄養塩類の能動的運転管理を行う場合への適用も検討すべき。</p>	<p>本対応の適用対象となる下水処理場は以下の通りとした。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 下水処理場の現有施設の処理レベルを限定しない2) 「通年増加運転管理」を実施している場合もこれを適用できるものとした

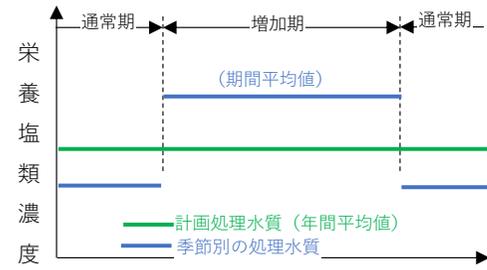
栄養塩類の能動的運転管理の推進のための制度面での新たな対応(案)【全窒素・全りん】

項目	現行	全窒素及び全りんに関する対応案 (計画放流水質を設定している場合のみ適用)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 流総計画の汚濁解析より年間を通じての放流水の平均値が満たすべき数値として計画処理水質(年間平均値)を算定しており、これと整合するよう設定される計画放流水質に上限値がある(窒素:20mg/L、りん:3mg/L)。 計画放流水質の上限値により、栄養塩類の増加目標値として設定している季節別の処理水質(※1)を満足する範囲内で柔軟に負荷量を高めることができない場合がある。 <p>※1: 流総指針での定義: 水質環境基準以外に特定の季節の水環境に係る目標を定めた場合に、水質環境基準を達成・維持した上で、当該目標を達成するために必要な、下水道の終末処理場での当該季節における平均処理水質をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の手順より、季節別の処理水質を設定し栄養塩類の増加に貢献しつつ、従前と同様に水質環境基準の達成・維持を図ることとする。 <ol style="list-style-type: none"> 流総計画の汚濁解析より季節別の処理水質(期間平均値(※2))を算定する 水質環境基準の達成を前提とした計画処理水質(年間平均値)を考慮し、通常期の計画処理水質を算定する 通常期の計画処理水質に対応する計画放流水質(上限値管理(※3))を算定する 事業計画に期間を明記して通常期の計画放流水質を位置付けるとともに、増加期は計画放流水質の設定は行わず、季節別処理水質として併記する 通年増加運転における考え方は、現行と同様である。 <p>※2: 水質環境基準を達成する期間平均値あるいは海域の目標である豊かな海を達成する目標値を設定 ※3: 上限値管理: 当該期間中、日間平均値が一日たりとも超えてはならない数値</p>

イメージ図 < 流総計画 >



< 流総計画 >

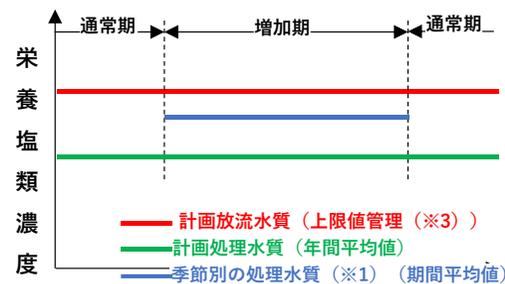


< 流総計画: 記載のイメージ >

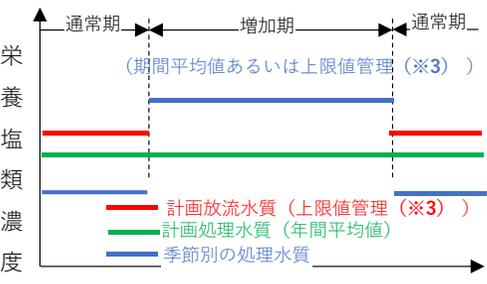
(流総計画への記載イメージ) ※現行制度で対応可能

名称	位置	予定処理区の名	処理方法	処理能力	削減目標量	削減方法		放流先の名称及び位置	概要			
						当該	他		流量下水量(m3/日)	日平均日最大		
									計画流入水質(mg/L)	BOD	100	
									計画処理水質(mg/L)	T-N	50	
									季節別処理水質(mg/L)	BOD	15	
										T-N	14	
										季節別処理水質(mg/L)	T-N	10(4-9月)
												18(10-3月)

< 事業計画 >



< 事業計画 >



< 事業計画: 記載のイメージ >

処理施設調査書

終末処理場等の名称	位置	敷地面積	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	概要
					晴天日最大	雨天日最大		
			BOD:15mg/l T-N:14mg/l(4-9月) 季節別処理水質 T-N:18mg/l(10-3月) (上限値管理)					増加期はC-BOD評価としている

【上記について本格導入の対象となる下水処理場は①かつ②または①かつ③とする】

- ① 放流水を海域に放流する下水処理場 (実質的に海域放流と同等と見なせる感潮区間に放流する場合も含む)
- ② 流総計画に季節別の処理水質を設定した処理場
- ③ 栄養塩類管理制度による増加措置対象に指定されている下水処理場

栄養塩類の能動的運転管理の推進のための制度面での新たな対応(案)【BOD】

項目	現行	BODに関する対応案																												
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の計画放流水質は河川も海域もBODを設定することとなっている。 ・栄養塩類の能動的運転管理では、処理水中にアンモニア性窒素と硝化細菌が同時に残留する場合、有機物は低減しているにもかかわらず、BOD測定時に残留したアンモニア性窒素の酸化（N-BOD）により、見かけ上BODが上昇する傾向にあり、アンモニア性窒素の増加を目的とした栄養塩類の能動的運転管理の支障となることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海域の水質環境基準はCOD、全窒素、全りんを採用しており、評価の対象水質項目も同様である。 ・下水道の計画放流水質でのみ対象項目として設定されているBODについては、増加期において残留したアンモニア性窒素の影響を受けずに測定できるように、硝化作用を抑制した状態で放流水のBOD（C-BOD）の測定・評価を行えるようにする。 ・通常期及び増加期ともに上限値管理(※1)とする。 ・「通年増加運転管理」を実施している場合もこれを適用できるものとする。 ・※1：上限値管理：当該期間中、日間平均値が一日たりとも超えてはならない数値 																												
イメージ図		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="808 528 1419 842"> <p>< 季節別運転の場合 ></p> </div> <div data-bbox="1429 528 2040 771"> <p>< 事業計画：記載のイメージ ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">処理施設調査</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">終末処理場等の名称</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">敷地面積</th> <th rowspan="2">計画放流水質</th> <th rowspan="2">処理方法</th> <th colspan="2">処理能力</th> <th rowspan="2">計画処理人口</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>晴天日最大</th> <th>雨天日最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>BOD:15mg/l T-N:14mg/l(4-9月) 季節別処理水質 T-N:18mg/l (10~3月) (上限値管理)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>増加期はC-BOD評価としている</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <div data-bbox="808 871 1419 1185" style="margin-top: 20px;"> <p>< 通年増加運転の場合 ></p> </div> <div data-bbox="1512 906 1937 1099" style="margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地域のニーズに応じて通年で増加運転を行う場合は、水質環境基準を達成・維持できることを前提として、年間を通じてC-BOD評価を可能とする。</p> </div> <div data-bbox="466 1192 1129 1263" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>———：計画放流水質（上限値管理(※1)）</p> </div>	処理施設調査								終末処理場等の名称	位置	敷地面積	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	概要	晴天日最大	雨天日最大				BOD:15mg/l T-N:14mg/l(4-9月) 季節別処理水質 T-N:18mg/l (10~3月) (上限値管理)					増加期はC-BOD評価としている
処理施設調査																														
終末処理場等の名称	位置	敷地面積	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	概要																						
					晴天日最大	雨天日最大																								
			BOD:15mg/l T-N:14mg/l(4-9月) 季節別処理水質 T-N:18mg/l (10~3月) (上限値管理)					増加期はC-BOD評価としている																						

【上記について本格導入の対象となる下水処理場は①かつ②または①かつ③とする】

- ① 放流水を海域に放流する下水処理場（実質的に海域放流と同等と見なせる感潮区間に放流する場合も含む）
- ② 流総計画に季節別の処理水質を設定した処理場
- ③ 栄養塩類管理制度による増加措置対象に指定されている下水処理場

主な意見（第4回および報告書案照会時）と対応

委員の意見	対応
<p>② 放流先が河川（汽水域）になっている処理場も能動的運転管理を開始できるような枠組みも検討すべき。</p>	<p>潮汐の変動がある感潮区間については、試運転及び試行に先立ち、関係者との合意形成の場において、地先の周辺水質等への影響について十分な検討を行うこととする。</p> <p>具体的には、アンモニア性窒素の増加による感潮区間における酸素消費への影響が小さいことをシミュレーションにより確認した場合には、本対応を適用可能とすることも想定している。</p> <p>影響評価をすべき項目や、現行の流総計画におけるシミュレーションモデルの適用可能性も含め、今後詳細な検討を行う。</p>

- 下水処理場の放流先が環境基準点より下流である場合に「実質的に海域放流と同等と見なせる」とすることも想定されるが、環境基準点は当該公共用水域の水質を代表とする地点であるため、水域内に局所的な水質の分布が生じると代表点が変更される可能性もある。
- 栄養塩類の能動的運転管理の導入が求められる海域では、環境省・環境部局により、類型指定が変更となることも想定される。※

※ 「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）」（以下「告示」という。）及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年5月環水企第92号）」（以下「事務処理基準」という。）の改正（2025年2月14日施行）

【感潮区間の定義】

- ・ 河川の河口から、潮汐の変動によって水位が変動する区間を示す。上限位置は、河川台帳に記載された地点とする。

【汽水域の定義】

- ・ 河川水と海水が接触する、混合する部分で、淡水域と海域の推移帯である。
- ・ 塩分が 0.5‰から 30‰までの範囲の水域をいう。

主な意見（第4回および報告書案照会時）と対応

委員の意見	対応
<p>③ 流域別下水道整備総合計画への季節別の処理水質の設定や汚濁解析は、流総計画の将来人口の想定年度におけるインプット条件により実施されるが、現況よりも公共用水域の水質が悪化しないことを確認する等により、流総計画の想定年度ではなく、すぐに栄養塩類の能動的運転管理を導入（本運用）できるような枠組みも検討すべき。</p>	<p>基準年度あるいは計画期間中でも、季節別の処理水質による汚濁解析を実施して水質環境基準の達成が確認できた場合は、能動的運転の導入が可能となる考え方を提案。</p>

【「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 平成27年1月（以下、流総指針）」における「季節別の処理水質の設定」の考え方】

海中の栄養塩類のバランスが損なわれ、冬季には栄養塩不足等の要因によりノリの色落ち被害が報告される等、季節により水質を取り巻く環境に課題が発生している水域においては、水環境の効率的な改善を図りつつ、処理レベルを季節別に変化させる等の対応を図っている例がある。

このように栄養塩類循環のバランスを取る必要があることなどから水質環境基準以外の目標を定めた場合、当該季節の下水処理レベルを定め、季節別に運転方法を変更して対応することが考えられる。

その際、水質環境基準の達成・維持が水質汚濁解析等により担保できること、地先の周辺水質等への大きな影響が想定されないことを確認した上で、下水道の終末処理場の季節別運転方法を季節別の処理水質として定めてもよい。

出典：流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 平成27年1月

【汚濁解析の目標及び実施時期（季節別の処理水質設定時）（案）】

- 栄養塩類の能動的運転管理を導入する際には、水質環境基準以外の目標に「豊かな海」を位置付けたうえで、目標負荷量である季節別の処理水質を設定する。
- 季節別の処理水質により栄養塩類の能動的運転管理の導入予定年度及び将来想定年度における汚濁解析を実施し、水質環境基準の達成が確認できた場合は、基準年度あるいは計画期間中であっても能動的運転の導入を可能とする。
- 地域のニーズや合意形成がある水域では、本運用に先立ち、試運転及び試行を開始することができる。なお、試運転及び試行時のモニタリング方法は「栄養塩管理計画策定に関するガイドライン」「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）」等に記載している。
- なお、環境省では「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて」において、「水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に水域タイプの指定及び適時適切な見直しを行うこと」を明示している。

目標	目標負荷量の設定	流総計画の計画期間		
		基準年度	中期（約10年後）	将来（想定年度）
水質環境基準の達成・維持	計画処理水質ベース	汚濁解析実施	—	汚濁解析実施
水質環境基準以外の目標（豊かな海）	季節別の処理水質ベース		汚濁解析実施	汚濁解析実施

導入時期に応じて実施

主な意見（第4回および報告書案照会時）と対応

委員の意見

- ④ 処理レベルダウンの施設更新計画を作成する際に、水質環境基準の未達を前提とする施設の更新計画を作成するのは哲学的に良くないと思う。**制御技術により一時的に高度処理にできるが、将来的には二次処理に変更するといった柔軟な技術の開発もあるので、上手く工夫しながら環境基準は達成に貢献しながら、流域全体での最適配置を検討するのがよい。**

対応

全体計画及び事業計画において負荷量等の動向に応じた施設更新計画を策定するため、流総計画においては計画期間中における二次処理への変更可能時期について検討する方針を提案。

第4回資料

【施設更新を最優先】

処理場名	経過年数	現況	10年後	20年後	30年後～目標年度	
A	70年	高度	二次	二次	二次	二次
B	60年	高度	高度	二次	二次	二次
C	50年	高度	高度	高度	二次	二次
D	10年	高度	高度	高度	高度	二次
水質環境基準	×未達	△未達 現状 非悪化	×未達 悪化	×未達 悪化	○達成	

【施設更新と水質環境基準に配慮】

処理場名	経過年数	現況	10年後	20年後	30年後～目標年度	
A	70年	高度	二次	二次	二次	二次
B	60年	高度	高度	高度	高度	二次
C	50年	高度	高度	高度	二次	二次
D	10年	高度	高度	高度	高度	二次
水質環境基準	×未達	△未達 現状 非悪化	△未達 現状 非悪化	△未達 現状 非悪化	○達成	

【水質環境基準を最優先とするケース】

処理場名	経過年数	現況	10年後	20年後	30年後～目標年度	
A	70年	高度	高度	高度	高度	二次
B	60年	高度	高度	高度	高度	二次
C	50年	高度	高度	高度	二次	二次
D	10年	高度	高度	高度	高度	二次
水質環境基準	×未達	○達成	○達成	○達成	○達成	○達成

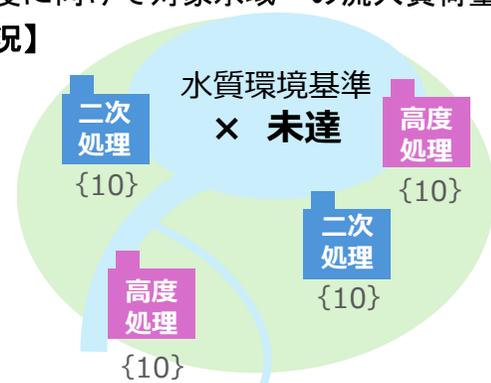
- 流総計画の下位計画である全体計画や事業計画のアウトプットに相当するため取り下げ。
- 現行流総指針では、負荷量等の動向に応じた施設更新計画に関する考え方が示されていないため、水質環境基準の達成を考慮せずに、「施設更新を最優先」として二次処理への改築が実施されるおそれがある。
- 流総計画において、計画期間中における二次処理への変更可能時期を予測し、それを前提条件とすることで水質環境基準の達成を前提とした施設更新計画の策定を誘導する。

負荷量の動向に応じた施設更新と新たな流総計画のあり方(案)

- 現況で水質環境基準が未達成でかつ高度処理施設が未整備の場合は、従前どおり想定年度に向けて高度処理を導入することにより、水質環境基準の達成を目指す。
- 現況で、水質環境基準が達成していてかつ高度処理施設を導入している場合などは、想定年度に向けて二次処理への改築が可能な場合があるが、計画期間中における二次処理への更新可能時期について確認が必要。

<①: 想定年度に向けて対象水域への流入負荷量が増加する場合>

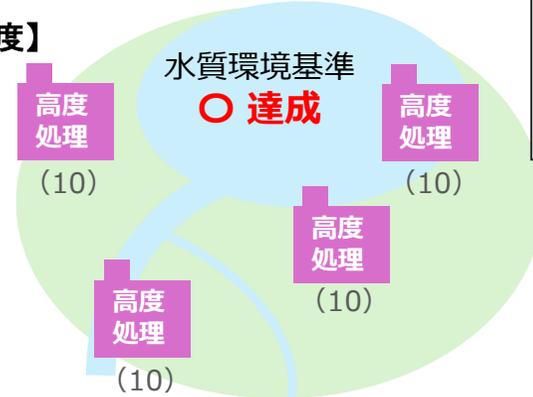
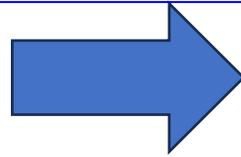
【現況】



環境基準が未達成でかつ、下水処理場は一部高度処理施設が未整備

【想定年度】

従前どおり
想定年度に向けて
高度処理施設を導入

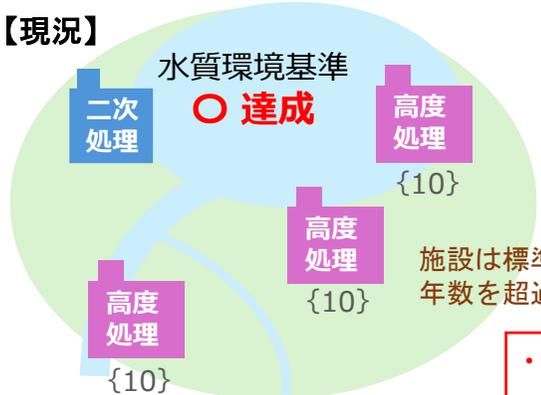


想定年度には高度処理を整備することにより水質環境基準を達成する

高度処理	二次処理
{ } : 計画処理水質 (案素) (現行計画)	{ } : 計画処理水質 (案素) (変更計画)
() : 計画処理水質 (案素) (現行計画)	() : 計画処理水質 (案素) (変更計画)

<②: 想定年度に向けて対象水域への流入負荷量が減少する場合 (現況、環境基準達成の場合) >

【現況】



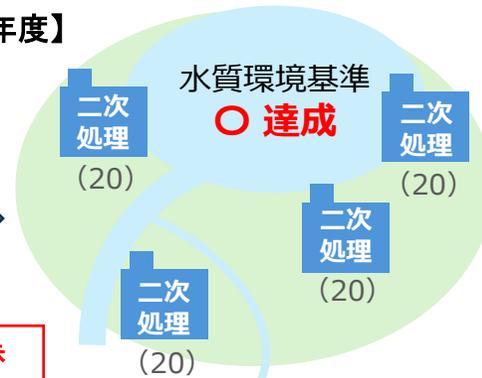
水質環境基準が達成でかつ、下水処理場は高度処理施設を導入済み

現行流総指針では計画期間中の評価を行うことを示していない

- ・ 流入負荷量の減少 (人口減少等に起因)
- ・ 溶出の減少 (陸域負荷量の減少等に起因)
- ・ 境界水質の改善 (隣接流域の負荷削減の進行等に起因)

- ・ 流総計画で二次処理への更新可能時期を予測し、示すことが必要
- ・ 下位計画 (全体計画もしくは事業計画) では、流総計画で検討した前提条件のもと、各処理場、各系列の二次処理への段階的な再構築計画を策定する

【想定年度】



想定年度には二次処理へ改築しても水質環境基準を達成できる場合がある

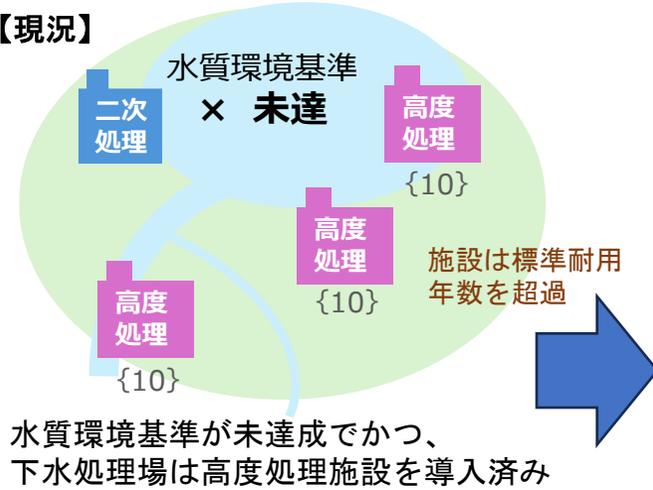
※二次処理への改築時期が早すぎる場合は、一度達成した水質環境基準を未達にさせてしまうリスクがあることに留意が必要

負荷量の動向に応じた施設更新と新たな流総計画のあり方(案)

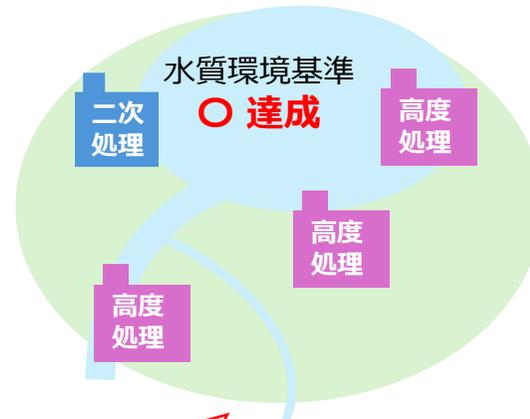
- 現況で水質環境基準が未達成でかつ高度処理施設を導入している場合について、流総計画の計画期間中における二次処理への更新可能時期について検討が必要。
- 上記を踏まえ、全体計画及び事業計画において負荷量の動向に応じた施設更新計画を策定する。

<③: 想定年度に向けて対象水域への流入負荷量が減少する場合（現況、環境基準未達成）>

【現況】

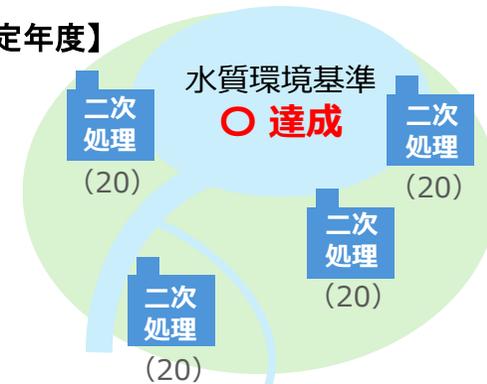


【〇年後】

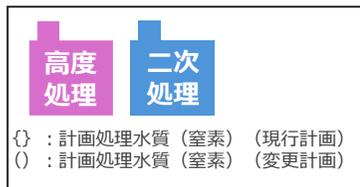


流総計画で二次処理への更新可能時期を予測し、示すことが必要

【想定年度】



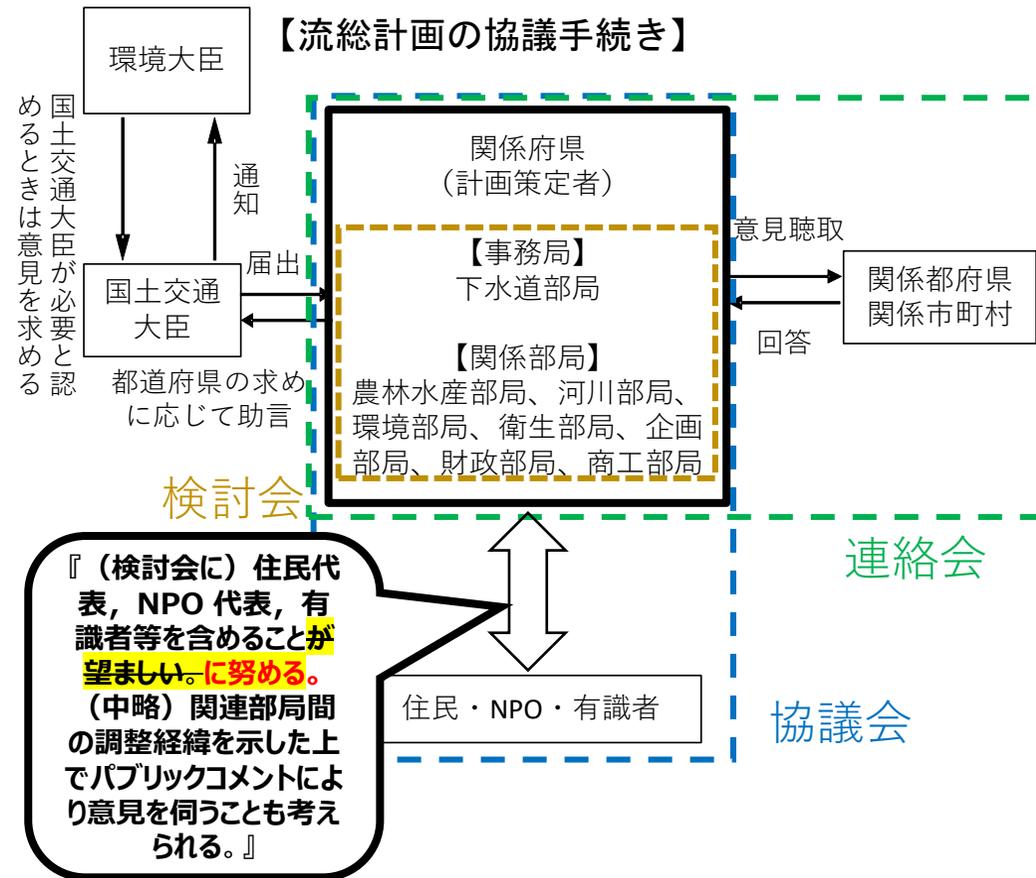
想定年度には二次処理へ改築しても水質環境基準を達成できる場合がある



- ・ 流総計画で二次処理への更新可能時期を予測し、示すことが必要
- ・ 下位計画（全体計画もしくは事業計画）では、流総計画で検討した前提条件のもと、各処理場、各系列の二次処理への段階的な再構築計画を策定する

主な意見（第4回および報告書案照会時）と対応

委員の意見	対応
<p>⑤ 流総計画の策定時に流域関係者への意見聴取を義務化することは賛成であるが、義務化するのであれば、意見聴取の方法論を提示する必要があると考える。</p>	<p>これにあたり、流総計画の住民への公開や、他分野における合意形成の事例を収集し紹介することで、意見聴取の機会拡充を図る。今後の「新たな流域別下水道整備総合計画のあり方」の検討事項として整理。</p>



【第4回からの変更点】

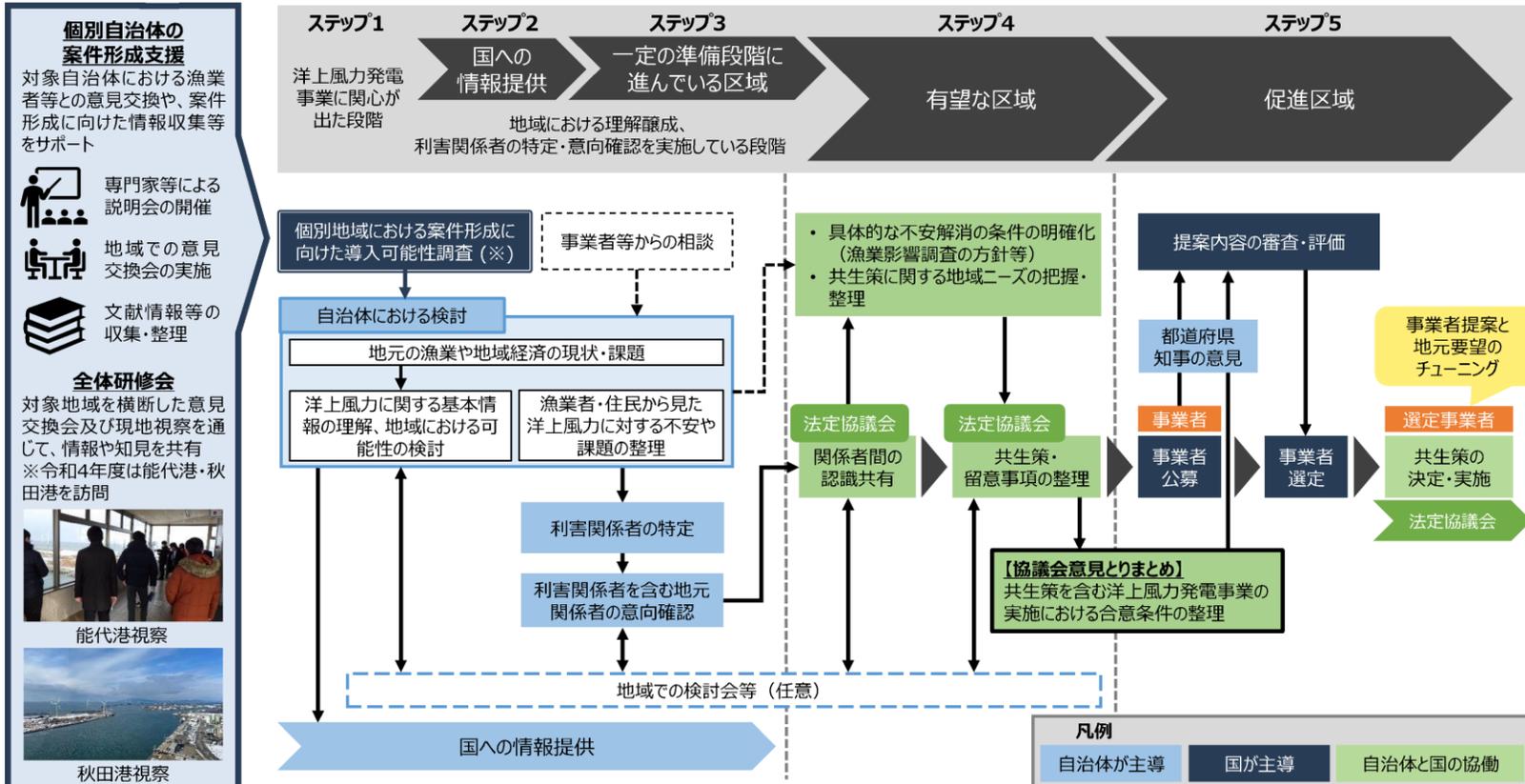
「意見聴取の義務化」に関しては「意見聴取の強化」とする。

合意形成事例①:【経済産業省】洋上風力の促進

- 経済産業省資源エネルギー庁、国土交通省港湾局では、「有望な区域（※）」では、再エネ海域利用法に基づく協議会（法定協議会）を開催している。
- 国、都道府県、地元市町村、関係漁業者、有識者等が選定事業者に求める事項を議論しており、最近の協議会では、洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像についても扱っている。
- 上記を推進・支援するための取り組みとして、以下に示す手順を示している。

※「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」における、各地域における促進区域指定のニーズに関する情報等、様々な情報を収集したうえで、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域

【自治体の案件形成を支援するための取組】



合意形成事例②:【島根県】神門通りの道づくり

【背景と目的】

○明治45年に開業した国鉄大社駅から出雲大社への参詣道として整備された「神門通り」は、モータリゼーションの進展、平成3年のJR大社線廃止の影響を受けて人通りはほとんどなくなり、寂しい通りとなっている。

○平成25年に行われた60年に一度の出雲大社御本殿の大遷宮に合わせる形で、「神門通り」を何とか出雲大社の門前にふさわしい通りへ再生させるため、道路幅員構成の見直しや、石畳舗装化、官民一体となった沿道の町並みの景観作り、にぎわい作りの取り組みを地域全体で行う。

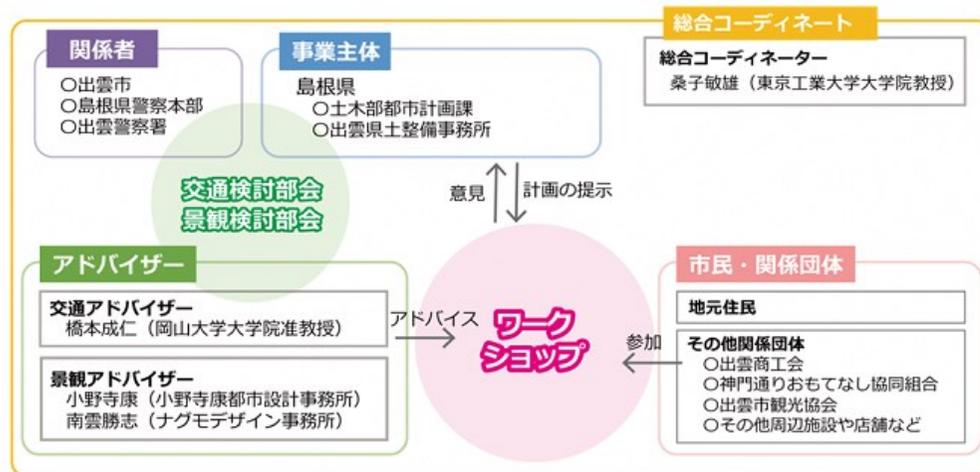
○神門通りの道づくりは、将来にわたって地域の方や観光客などから愛される道になることを目指して、道づくり及びデザインのワークショップを（第一工区：計9回、第二工区：計5回）重ね、住民の方々と協働で検討が行われた。

【合意形成期間】

- 神門通り線1工区：H22.8-H23.12
- 神門通り線2工区：H29.3-H30.7



【神門通り工区全体図】



【ワークショップの実施体制】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/kikan/izumo_kendo/shinmon1.html

★1 【下水道法施行規則4条の2】計画放流水質

一 放流水の水量及び下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水量又は水質を勘案し、放流が許容される生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量を科学的な方法を用いて算出した数値（次の表の上欄に掲げる項目について算出した数値が、同表の下欄に掲げる数値を超える場合にあっては、同欄に掲げる数値）を計画放流水質として定めること（※）。

【BOD：15mg/L 窒素：20mg/L、燐：3mg/L】

二 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合においては、これと整合性のとれたものであること。

★★2 【政令6条（抜粋）】

法第八条に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時に於いて、次の各号に掲げる項目について、**それぞれ当該各号に定める数値とする。**

- 一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下
- 二 大腸菌群数 一立方センチメートルにつき三千個以下
- 三 浮遊物質質量 一リットルにつき四十ミリグラム以下

四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐りん含有量 第五条の五第二項に規定する計画放流水質に適合する数値

3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、**その排水基準を当該項目に係る水質の基準**とする。

【政令5条の5】処理施設の構造の技術上の基準（抜粋）

- 一 水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。
- 二 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方を含む。）により下水を処理する構造とすること。

2 前項第二号の「計画放流水質」とは、放流水が適合（※）すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道 管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

※下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について（H16.3.29 国都下企第74号）

- ・「適合」とは、放流水の水質の日間平均値の年間を通じての最大値が計画放流水質を超えないことである
- ・計画放流水質は、生物化学的酸素要求量については必ず定める必要があるが、窒素含有量及び燐含有量については下水の放流先の状況等を考慮して必要に応じ定めることとした。

